

全印工連CSR認定マーク使用規程

平成25年4月23日制定

全日本印刷工業組合連合会

(目的)

第1条 本規程は、全印工連CSR認定制度に基づく全印工連CSR認定マーク（以下「認定マーク」という。）を使用するに当たって必要な事項を定めるものである。

(認定マークの使用について)

第2条 認定マークの商標権（申請済）は、全日本印刷工業組合連合会が保有し、管理を行う。全印工連CSR認定企業（以下「認定企業」という。）は、本規程に基づき、これを使用することができる。なお、使用に当たっては「全印工連CSR認定マーク使用の手引」を遵守しなければならない。

2. 認定企業は、CSR取り組みチェック項目の認定規格に応じて、次の3つの認定マークを使用することができる。

（1）ワンスター認定マーク：ワンスター認定企業のみ使用可能

（2）ツースター認定マーク：ツースター認定企業のみ使用可能

（3）スリースター認定マーク：スリースター認定企業のみ使用可能

3. 認定企業は、自社の名刺、会社案内、ホームページ等に認定マークを表示できるほか、印刷発注者から印刷製品に認定マークの表示を依頼された場合も表示することができる。

(使用期間)

第3条 認定企業の認定マークの使用期間は、認定証に記載された認定有効期限日までとする。その後更新審査を受け認定・登録を更新した場合には、更新された認定有効期限日まで、継続して認定マークを使用することができる。

(認定番号の表示)

第4条 認定企業は、認定証に記載されている認定番号を認定マークの下段に必ず表示しなければならない。

(使用の条件)

第5条 認定マークの使用に当たっては、以下の条件を遵守すること。

（1）認定企業は、認定マークの使用権を第三者に譲渡または貸与してはならない。

（2）認定マークは認定の範囲内で表示することができる。

(3) 認定マークを表示する場合は、その内容が誤解を招かないように配慮すること。

(使用状況等の調査)

第6条 全印工連CSR推進専門委員会（以下「所管委員会」という。）は、関係者に対して認定マークの使用状況等について報告を求め、または必要な調査を行うことができるものとする。

(不正使用への対応)

第7条 所管委員会は、認定マークが関係者により本規程及び「全印工連CSR認定マーク使用の手引き」に違反し、または不正に使用された場合には、改善の指導を行うほか、継続して不正使用が行われた場合は、認定の取り消し、または必要な法的措置をとることができるものとする。

(改定)

第8条 本規程の改定は、理事会の承認を得て行うものとする。

付則

1. 本規程は、平成25年4月23日から発効する。